

報告第15号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和4年12月2日提出

佐野市長 金子 裕

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年6月24日に佐野市小見町332番地先で発生した交通事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和4年10月5日

佐野市長 金子 裕

- 1 損害賠償額 220,173円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

- 3 相手方の住所及び氏名等

[REDACTED]

[REDACTED] (運転者)

佐野市小中町286番地1

株式会社関根建設（所有者）

代表取締役 関 根 廣 信

専決第7号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	交通事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和4年6月24日(金)午後4時45分頃 場所 佐野市小見町332番地先
3 発生時の状況	市有自動車が右折した際に、信号待ちのため停車していた相手方車両に接触し、相手方車両右側のドア及び荷台を損傷した。
4 相手方	住所 ██ 氏名 ████████████████████(運転者) 所在地 佐野市小中町286番地1 名称 株式会社関根建設(所有者) 代表者 代表取締役 関根 廣信
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 220,173円
6 和解日	令和4年10月5日
7 略図	<p>The diagram illustrates the accident location at the intersection of City Road 202 and City Road 101. A box labeled '相手方車両' (Opponent Vehicle) is positioned at the top of City Road 202, with an arrow indicating a right turn onto City Road 101. A starburst symbol marks the point of contact with the '市有自動車' (Municipal Vehicle), which is shown stopped at the intersection. To the east of the intersection is a box labeled 'コンビニエンスストア' (Convenience Store). On the left side of City Road 101, a vertical label reads '至西消防署' (To West Fire Station). On the right side, a vertical label reads '至道の駅' (To Road Station). A box labeled '市有自動車' is located at the bottom right of the diagram. A large number '4' is drawn on the left side of the diagram, likely representing the north-south orientation.</p>